

指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

名 称 沼津市静浦地区センター
所在地 沼津市獅子浜字宮郷 34 番地

2 指定管理者候補者の名称

名 称 静浦コミュニティ推進委員会
代表者 会長 佐藤 正夫
所在地 沼津市獅子浜 34 番地

3 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者候補者の募集

(1) 募集方法 非公募

（非公募の理由）地域活動の拠点施設である地区センターの指定管理者に地域の公共的団体を指定することで、地域の活力を積極的に活用した管理を行い、地区センターの設置目的を達成することができる判断するため。

(2) 申請団体 静浦コミュニティ推進委員会

5 候補者の選定

(1) 審査方法

選定委員会を開催し、応募者から提出を受けた事業計画書等について、選定基準に基づいて書類審査及び面接審査により総合的に評価し、選定を行った。

(2) 選定委員会

選定委員会の組織に係る規定により選出された次の団体等を代表する者等

- ①沼津市自治会連合会
- ②沼津市民生委員児童委員協議会
- ③沼津市社会福祉協議会
- ④沼津市老人クラブ連合会

(3) 選定理由

地区センターの指定管理者については沼津市地区センター条例第 9 条第 3 項において、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、地区センターの設置目的を達成することができる」と認めるときは、地域の公共的団体を指定管理者として指定することができる。」と定められている。

地域の公共的団体である申請団体は以下の点を遂行できる能力を有し、沼津市地区センター指定管理者の選定等に関する要綱第 2 条に基づく選定基準を満たしており、地区センターの設置目的である「市民自治のまちづくり」を適切かつ効果的に推進することのできる団体であると認められることから、指定管理者に選定することが適当であると判断した。

- ・地区全体を包括し、地域住民の参加により公共的活動を行っていること。
- ・組織の運営が適正に行われていること。
- ・団体の運営基盤が安定しており、管理運営の遂行能力が認められること。

- ・施設の管理運営方針を理解していること。
- ・維持管理について、安全安心に対する配慮がされていること。
- ・利用者に配慮した運営ができること。
- ・利用の平等性を確保することができること。

6 スケジュール

(1) 申請受付 令和7年10月14日

(2) 選定委員会 令和7年10月23日

※ 今後市議会での審議、議決を経て、指定管理者に指定される。

7 所管部署

政策推進部地域自治課 Tel055-934-4716 E-mail:chiiki@city.numazu.lg.jp